

松本市地域見守り ネットワーク

運用マニュアル

松本市

はじめに

松本市地域見守りネットワーク事業は、平成24年1月1日にひとり暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯を対象に、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう「松本市高齢者安否確認協力事業」として開始されました。

平成27年8月12日には、「松本市地域見守りネットワーク事業」として、対象を市内に居住する高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守ることにより安心・安全を確保することができる方（要支援者）に範囲を広げ事業を展開してきました。

事業開始以来、協力事業者の皆さまをはじめ、民生児童委員や町会長など地域の皆さまのご協力を得て、地域の要支援者の見守りを強化してまいりました。

この度、更なる地域の見守りネットワーク推進のためマニュアルを作成いたしましたので、協力事業者の皆さまにおかれましては「松本市地域見守りネットワーク事業」にご活用いただければ幸いです。

1 目的

松本市地域見守りネットワーク事業は、松本市内に居住している地域の中で見守ることにより安心・安全を確保することができる方（以下「要支援者」という。）を、松本市と協定を締結した協力事業所が日常業務中に、監視的でない「さりげない見守り活動」を行います。

そして、「さりげない見守り活動」によって要支援者は、自身の住み慣れた地域で安心して生活していけるようになり、結果として、地域福祉の向上に寄与することが目的です。

※さりげない見守りとは

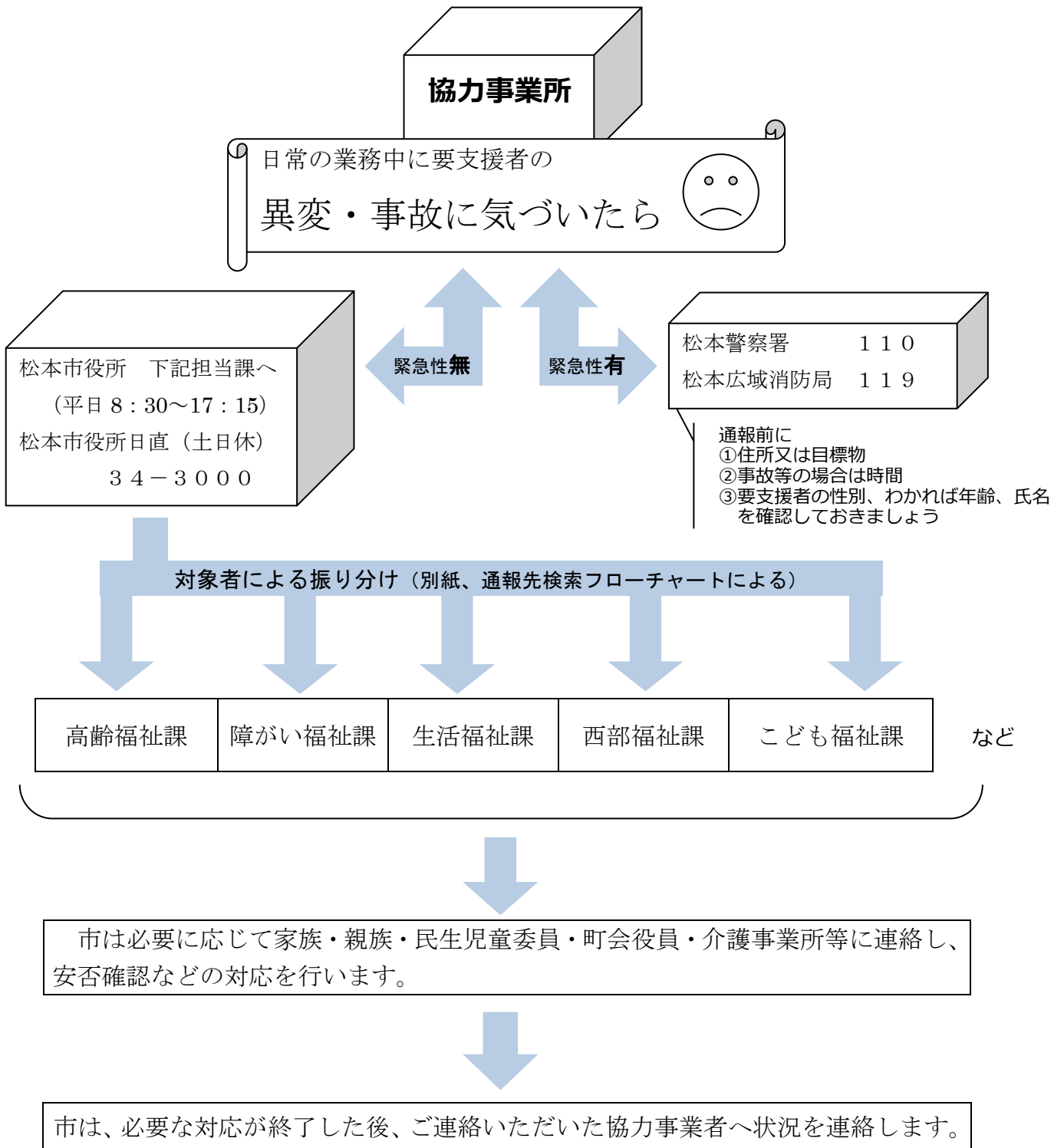
特定の人物を決めてその人物の行動を見守るのではなく、日常の業務で外出したりお宅に訪問したりする中で、見かけた人や訪問先の人や家など不特定多数の人々に対し、異変が無いかを注意することを言います。

2 見守りの対象者（要支援者）

松本市内に居住する住民で、地域の中で見守ることにより安心・安全を確保することができる方です。

- (1) 高齢者
- (2) 障がい者
- (3) こども
- (4) その他、地域で見守りを必要とする方

3 通報の流れ



松本市連絡先 (担当課) 一覧

要支援者65歳以上	要支援者65歳未満		
	障がい者	こども	左記以外
高齢福祉課 34-3061(直通)	障がい福祉課 34-3212(直通)	こども福祉課 33-4767(直通)	生活福祉課 34-3211(直通)

4 松本市の役割

- (1) 協力事業者から要支援者について連絡を受けたときは、提供された要支援者の状態に関する情報と、市が保有する当該要支援者の情報を照らし合わせた上で、必要に応じ関係機関や民生児童委員などと連携し、要支援者の状況を確認します。
また、対応結果について、通報いただいた協力事業者に報告します。
- (2) 協力事業者に対し、行方不明者などの情報提供を必要に応じて行います。
また、日々の見守りに関しての助言や、要支援者への対応方法に関する研修活動などの支援を行っていきます。

5 協力事業者の役割

- (1) 日常の業務中に要支援者に対して、さりげない見守りを行ない、何らかの異変のある要支援者を発見した場合、その状況を市へ連絡します。
ただし、緊急性が高い場合には、直接、松本警察署または松本広域消防局へ連絡してください。
- (2) さりげない見守り活動は、協力事業者の日常の業務活動に支障の無い範囲で行っていただきます。

6 異変について

異変といっても、要支援者によりその状況は様々です。

以下に、代表的なものを掲載いたしました。このほかにも、いつもと違う感じを受けた場合には、連絡をお願いします。

(異変の代表的な例)

1 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている

原因として旅行や入院等も考えられますが、家の中で動けなくなっているなど助けが必要な可能性もあります。

特にひとり暮らしの方は注意が必要です。

2 洗濯物が何日も取り込まれていない

洗濯物を干したまま長期の外出は考えにくいです。

家の中で動けなくなっているなど助けが必要な可能性が大きいです。

3 夜になっても家に明かりがつかない、あるいは日中でも明かりがつけっぱなし

原因として旅行や入院等も考えられますが、家の中で動けなくなっているなど助けが必要な可能性もあります。

特にひとり暮らしの方は注意が必要です。

4 家の中から異臭がする

何日も姿が見えなかったり、郵便物、新聞がたまっていたり、明かりがつけっぱなしなど、他の異変も見られれば、助けが必要な可能性が大きいです。

ひとり暮らしの方は注意が必要です。

5 服装が不自然のまま外出している

真冬に半袖シャツや素足にサンダル履きで外出、逆に真夏に厚着で外出など、不自然な服装は認知症等による徘徊の可能性が大きく、迅速な対応が求められます。

6 困ったり、迷っている様子である

登下校中の児童・生徒の様子に違和感を感じる、要援護者らしき人が助けを求めているような仕草をみせているなど、困っているような場合には、声がけをお願いします。